

美郷町プレミアム付商品券取扱店募集要項

令和元年6月 美郷町

1. 趣旨

低所得者・子育て世帯に対する消費税・地方消費税増税に伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、美郷町が実施するプレミアム付商品券事業の特定事業者（以下、「取扱店」という。）募集に関し必要な事項を定める。

2. 事業概要

- (1) 発行元 美郷町
- (2) 商品券名称 美郷町プレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）
- (3) 販売金額 1冊5,000円分（額面500円×10枚綴）を4,000円で販売
- (4) 購入限度額 購入引換券1枚につき25,000円まで（販売額20,000円）
- (5) 商品券販売期間 令和元年9月24日から令和2年2月28日まで
- (6) 利用期間 令和元年10月1日から令和2年3月15日まで

3. プレミアム付商品券の取扱いについて

- (1) 遵守事項
 - ア プレミアム付商品券の使用は取扱店のみに限る。
 - イ プレミアム付商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用できる。
 - ウ 利用金額がプレミアム付商品券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとする。
 - エ プレミアム付商品券を現金に換金することはできない。
 - オ 利用期間を過ぎた商品券は無効とする。
- (2) 利用対象とならないもの
 - ア 不動産や金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - オ 国税、地方税や使用料などの公租公課
 - カ その他、町が適当でないと認めたもの

4. 取扱店登録資格

美郷町内において事業所、店舗等を有する事業者。ただし、次に該当する事業者は除く。

- (1) 前項で定める商品券の利用対象にならないものみの取引、商品を取り扱う事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団員の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団員の維持もしくは運営に協力し関与するもの
- (3) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの
- (4) 法令又は公助良俗に反するもの
- (5) その他、町が適当でないと認めたもの

5. 取扱店登録について

(1) 登録方法

プレミアム付商品券の取扱を希望する事業者は、この募集要項の内容に同意の上、「美郷町プレミアム付商品券取扱店登録申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、美郷町福祉保健課福祉班まで提出するものとする（郵送可）。町内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗ごとに登録を必要とする。

申込書は美郷町ホームページ（<https://www.town.misato.akita.jp>）からダウンロードできるほか、美郷町福祉保健課、六郷出張所、仙南出張所、美郷町商工会でも配布する。

(2) 提出先

住 所 〒019-1541

美郷町土崎字上野乙170-10

美郷町福祉保健課福祉班 プレミアム付商品券担当 宛

電 話 0187-84-4907

※美郷町商工会会員は、商工会を通じて申し込んでください。

(3) 申込期間

申込期間 令和元年7月1日から8月9日（消印有効）

※上記期間で申込んだ事業者は10月1日から取扱店舗として登録する。

追加申込期間 令和元年8月13日から11月29日（消印有効）

※追加申込期間に申込んだ事業者は順次取扱店舗として登録する。

(4) 申込後の審査

申請のあった事業者について、町の審査を経て取扱店として承認する。承認した場合は「取扱店登録証（様式第2号）」、「店舗掲示物」等を配布する。

(5) 登録の取消

美郷町プレミアム付商品券事業実施要綱第11条の規定に該当する場合は取扱店の登録を取り消し、美郷町プレミアム付商品券取扱店取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、町が提供する資材を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。
- (3) 受け取ったプレミアム付商品券を適正に管理すること。
- (4) 町と適切な連携体制を構築すること。

7. 商品券の換金

(1) 換金方法

町が別に指定する金融機関に、使用された「プレミアム付商品券」、「換金依頼書」、「取扱店登録証」を持参し手続きを行い、取扱店指定の口座に振込。

(2) 換金期間

令和元年10月1日～令和2年3月25日

※期間を過ぎた場合の換金には一切応じない。

(3) 入金スケジュール

事務取扱要領で定める別表とする。

8. 取扱店の費用負担

登録にかかる費用及び使用済みプレミアム付商品券の換金手数料は無料とする。

9. 取扱店の周知

登録した取扱店は、以下のように周知する。

- (1) プレミアム付商品券購入者に配布するチラシに掲載する。
- (2) 美郷町ホームページに掲載
- (3) その他

10. その他

- (1) 取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに町に届けるものとする。